



2025年5月9日

各 位

会 社 名 愛知時計電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 國島 賢治  
(コード番号:7723 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 上席執行役員 管理本部長 丸山 覚  
(TEL. 052-661-5151)

### 株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主様（以下「提案株主」といいます。）より、2025年6月25日開催予定の第102回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議題及び議案について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。2025年5月9日開催の当社取締役会において、本株主提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本株主提案の内容及び理由

##### (1) 株主様1名による提案

※提案株主は個人株主様であるため、提案株主の氏名の開示は控えさせていただきます。

##### (2) 議題

- ① 剰余金処分の件
- ② 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件
- ③ 定款一部変更（政策保有株式の保有目的の検証と結果の開示）の件

##### (3) 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### 2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### (1) 剰余金処分の件

##### ① 取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

##### ② 反対の理由

当社は、配当を含む株主還元については、中長期的な企業価値向上のための事業戦略や財務・

資本戦略と併せて検討及び議論すべきであり、これらを総合的に勘案したうえで株主還元策を決定すべきであると考えております。2024年5月10日には、2024年度から2026年度の3カ年を対象期間とした「中期経営計画2026」（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表いたしました。事業戦略についてはこれまでの方向性を踏襲し、データ配信サービスとグローバル展開の加速をさらに進める一方で、財務・資本戦略やサステナビリティ戦略についてもより明確に示し、持続的な成長に向けて取り組むことで、売上高600億円、経常利益50億円、純利益37億円、ROE8%の達成を目指しています。

財務・資本戦略では、将来の成長投資、基盤設備の更新とともに、適切な株主還元を実施する予定であり、本中期経営計画のキャッシュ・アロケーションにおいては、同期間の営業キャッシュ・フローと手元資金から、約115億円の投資及び約35億円の株主還元を実施することを計画しております。

投資については、国内の水道市場でのスマートメーター化に向けた生産体制の構築やデータ配信サービスの機能拡張、北米を中心とした海外向け高付加価値製品の増産などへの成長投資を予定しております。加えて、将来にわたる持続可能な成長を支えるため、本社工場の建て替えを計画しております。この計画により本社工場の延べ床面積は約30%増加し、今後も継続が見込まれる旺盛なスマートメーター需要への対応を図ると同時に、工場内の生産エリアの最適化による内部物流の効率化と生産性の向上を図ります。

このように、本中期経営計画期間における投資額は前中期経営計画期間の32億円を大幅に上回ると見込んでいます。なお、本社工場の建て替えについては、本中期経営計画期間以降も継続し、8年間で総額約150億円の投資となる見込みであり、必要に応じ借入れも検討しています。

以上のような事業戦略や財務・資本戦略を前提に、株主還元については、財務の安定と長期の成長を目指しながら、安定的でかつ利益成長に応じた株主還元を目指しております。これは、当社の事業が計測器関連事業を中心とした公共的な投資に関わりの深い事業であり、長期にわたり安定的な経営基盤の確保が必要であることも踏まえたものです。本中期経営計画期間内では、安定配当を継続しつつ、財務及び投資の計画などを勘案したうえで、業績に応じた株主還元を実施するという方針のもと、配当性向40%への引き上げを目指しております。2024年3月期の配当は一株あたり年間64円、配当性向30.9%でしたが2025年3月期には年間75円、配当性向32.6%へと増配し、さらに2026年3月期には年間90円、配当性向37.7%への引き上げを見込んでいます。

また、本中期経営計画の着実な実施、成長投資と株主還元の強化、政策保有株式の継続的な縮減、そして決算説明会等を通じた株主・投資家の皆さまとの対話促進や統合報告書の発行などの適切な情報開示とIR・SR活動の強化により、引き続き、企業価値の向上（PBR改善）を図るとともに、業績が株価に着実に反映されるよう努めてまいります。

以上のように、当社は、株主還元を経営の重要課題と位置付け、その強化に努めていますが、今後多額の資金需要が予定されていることから、投資と株主還元のバランスを確保する必要があると考えております。一方、本株主提案は、2025年3月期の1株当たり純資産の5%ないしは1株当たり当期純利益の60%のいずれか高い金額から中間配当35円を控除した金額の配当を求めるものですが、持続的な成長に向けた投資の必要性や重要性を十分に考慮しておらず、当

社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の最大化の観点からも適切でないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

## (2) 定款一部変更（政策保有株式売却）の件

### ①取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

### ②反対の理由

当社は、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にとって、当社の企業価値の増大に資する場合は政策保有株式を保有する一方、政策保有株式の見直し基準に基づき、保有を継続する合理的な理由がない場合には売却を行うこととしております。

当該基準は取締役会にて定めており、定量的な項目としては、資本コストの他に、取引高、利益額、受取配当金及び株式時価評価額などから算出した利回りがあり、定性的な項目としては、取引関係の有無、取引関係以外の保有意義などがあります。

本中期経営計画のもと、政策保有株式（みなし保有株式含む。）の縮減を進めた結果、この1年間（2024年4月から2025年3月）で4銘柄及びみなし保有株式の全株式（総額21億6千万円）の売却を実施し、政策保有株式の残高の連結純資産比は2024年3月末の24.7%から2025年3月末の19.2%まで縮減が進んでおります。今後も取締役会において政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案したうえで個別銘柄毎の保有の適否を検証していく所存です。

当社取締役会としては、当社が現在保有する政策保有株式については、上記のとおり、保有・売却の是非を適切に検証・実施しており、一律に、かつ1年間の期限内に全て売却するという趣旨の本株主提案は、当社の中長期的な株主共同の利益の確保の観点からも適切ではないと考えております。

また、定款に、本株主提案のように期限を設定して資産を処分するという個別具体的な業務執行に関する条文を定めることは、会社の根本規範である定款のあり方からして適切ではなく、経営の柔軟性も損なうことから、適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

## (3) 定款一部変更（政策保有株式の保有目的の検証と結果の開示）の件

### ①取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

### ②反対の理由

当社は、政策保有株式の保有状況について、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの要請及び法令に基づき、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書において、適切に開示を行っております。これに加え、2025年3月期より、当該期における政策保有株式の保有状況及び売却の進捗状況を、当該期に係る株主総会の招集ご通知にて記載・報告することで、透明性の確保に努めております。

また、当社における個別の政策保有株式に関する保有意義等の検証については、前述のとおり

り、当社取締役会で既に実施しております。

本株主提案は、定款において、政策保有株式の保有目的を検証することや、その結果についてコーポレート・ガバナンス報告書にて開示をするという個別具体的な内容の条文を定めるという趣旨ですが、既に実施している事柄をあらためて定款で定める必要性を見出すことはできないと考えております。加えて、コーポレートガバナンス・コードの改訂等によっても求められる対応に変化が生じ得る事項について、現在実施している内容をもって硬直的な規定を定款に定めることは、会社の根本規範である定款のあり方からしても適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以上

別紙「本株主提案の内容」

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

## I. 提案する議題

1. 剰余金処分の件
2. 定款一部変更(政策保有株式の売却)の件
3. 定款一部変更(政策保有株式の保有目的の検証と結果の開示)の件

## II. 提案の内容及び提案の理由

### 1. 剰余金処分の件

[提案の内容]

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額(以下「1株配当」という。)として、109円から、第102回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期の1株当たり純資産の5%ないしは1株当たり当期純利益の60%のいずれか高い金額から、中間配当35円を控除した金額が109円と異なる場合は、冒頭の109円を、2025年3月期の1株当たり純資産の5%あるいは同期1株当たり当期純利益の60%のいずれか高い金額から、中間配当35円を控除した金額に読み替える。

(1円単位未満は切り捨てとする)

尚、配当総額は、当社の第102回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第102回定時株主総会の開催日の翌日

尚、本議案は第102回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立且つ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[提案の理由]

本議案は、通期における1株配当を、1株当たり純資産の5%、すなわち純資産配当率(以下「DOE」という。)5%、ないしは配当性向60%のいずれか高い金額とすることを企図した議案です。

2023年1月に東京証券取引部から公表された「市場区分の見直しに関するフォローアッ

「本会議の論点整理」において、継続的に PBR 1 倍を割れている企業は改善に向けた方針や具体的な取り組みが必要との考えが示されております。

当社は、2024 年 5 月に中期経営計画 2026 を公表していますが、2025 年 4 月 10 日現在において PBR は 0.63 倍と、株式市場からの評価が低い状況が続いています。

資本効率の面では、一般的な株主資本コストとされる 8 %程度に対し、当社の資本効率は ROE7%台と十分でない水準で推移しています。これは過去の過大な設備投資による規模拡張路線を行ったものの利益が十分に稼げていないこと、さらには現状の配当方針（配当性向 30～40%）が保守的であり、十分な株主価値向上策を行わないまま純資産を必要以上に抱えていることが要因です。この方針が継続されている以上、今後の企業価値向上は望めません。株主還元においては、中長期的な企業価値の向上に向けて、積極的な利益還元を行い、自己資本の過剰積み増しを行わずにコントロールしていく方針を明確にすることが望ましいと考えます。

そのため、当社の株価の評価の改善を図るためにも、株主への還元水準の引上げ、すなわち配当下限としての DOE5%の導入および配当性向 60%への見直しを念頭に、今期においても相当する金額を配当とすることを提案いたします。

## 2. 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件

### 〔提案の内容〕

当社の定款に以下の章及び条文を新設します。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(新設)	<u>第 8 章 政策保有株式</u>  <u>〔政策保有株式の売却〕</u> <u>第 60 条 当社は、2026 年 6 月 30 日までに、</u> <u>当社が保有する政策保有株式の全てを売却す</u> <u>るものとする。</u>

### 〔提案の理由〕

2023 年 1 月に東京証券取引所から公表された「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」においては、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた計画策定・

開示が求められ、多くの上場会社が、政策保有株式の保有に関する見直し、縮減方針を開示しています。一方で、当社は、直近5年間で一部の証券売却を行っていますが、遅々として縮減が進んでおらず、十分な進展があったとは言えません。

そこで、当社の政策保有株式の縮減を速やかに実施するべく、本定時株主総会終結から1年の期間を定め、期限までに政策保有株式の全てを売却することを当社に義務付ける旨の規定を定款に設けることを提案します。

### 3. 定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）の件

#### 〔提案の内容〕

当社の定款に以下の章及び条文を新設します。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
（新設）	<p><u>第8章 政策保有株式</u></p> <p><u>〔政策保有株式の保有目的の検証と結果の開示〕</u></p> <p><u>第61条</u></p> <p><u>1 当社は、取締役会において、当社が取得又は保有する政策保有株式の保有目的の適切性並びに資本コストに見合った便益及びリスクの存在等を具体的に精査し、保有の適否を検証するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の検証結果及び保有目的については、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で開示するものとする。</u></p>

#### 〔提案の理由〕

東京証券取引所が公表している「コーポレートガバナンス・コード【原則1-4. 政策保有株式】」においては、上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合は、その保有目的の適切性や、保有に伴う便益及びリスクが資本コストに見合っているか等を精査し、検証結果を開示することが求められています。

政策保有株式の保有は、資本効率の悪化を招くだけでなく、安定株主の維持や恣意的な益出し手段として機能する可能性があります。また、当社が取引先企業の大株主として政策保

有株式の保有を継続することにより、取引先企業の少数株主の利益を損なう利益相反の問題が発生し、相互にガバナンス上の懸念となる可能性があります。

そこで、政策保有株式の保有目的について、当社及び保有先企業のコーポレート・ガバナンスの観点からの適切さ、資本コストに見合った便益及びリスクの有無について、取締役会において検証を行い、その結果をコーポレート・ガバナンス報告書で開示することを提案します。

以上